

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年4月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100488号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200003号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年10月3日から昭和61年9月11日に訂正し、昭和61年9月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和61年9月11日から同年10月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年9月11日から同年10月3日まで

B社から同社のグループ会社であるA社に異動したが、B社の厚生年金保険被保険者記録とA社の厚生年金保険被保険者記録の間に空白が生じている。

グループ会社で一旦退職し再度入社することは考え難く、両社で継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録及び請求者と同時期にB社からA社に異動した旨陳述する同僚から提出された辞令により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和61年10月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は、昭和61年8月5日に設立され、請求期間当時に法人であったことが確認できる上、B社において昭和61年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和61年10月3日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が請求者を含み6名おり、雇用保険の記録によると、当該6名は、同社が新たに雇用保険の適用事業所となった昭和61年9月11日に雇用保険の被保険者資格を取得し、請求期間

に雇用保険の記録が確認できることから、同社は、請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、上述の請求者と同様にB社において昭和61年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和61年10月3日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から提出された給与支給明細表及びB社の事業を承継しているC社の事業主の陳述により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の昭和61年10月の厚生年金保険の被保険者記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主は死亡しているため、昭和61年9月に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得ることはできないものの、昭和61年9月において、同社は厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていながら、厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和61年9月11日から同年10月3日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100501 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200005 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 事業所における平成 27 年 6 月 30 日の標準賞与額を 3 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 27 年 6 月 30 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 62 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 6 月 30 日

A 社 B 事業所から平成 27 年 6 月 30 日に賞与が支払われていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る臨時手当支給明細書及び金融機関の通帳(以下、併せて「賞与関係資料」という。)により、請求者は、請求期間において A 社 B 事業所から 3 万 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (3 万 2,694 円) の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づき、産前産後休業期間中 (平成 27 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで) に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、上述の規定には、産前産後休業をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与関係資料において確認できる賞与額から、3 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100504号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200006号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年1月10日は23万円、平成29年8月10日は28万5,000円、平成30年1月10日は23万9,000円、平成30年8月10日は23万4,000円に訂正することが必要である。

平成29年1月10日、平成29年8月10日、平成30年1月10日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年1月10日、平成29年8月10日、平成30年1月10日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年1月10日  
② 平成29年8月10日  
③ 平成30年1月10日  
④ 平成30年8月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し、金融機関から提出された預金取引明細表1、A社から提出された請求者の賃金台帳(以下、併せて「賞与に係る明細書等」という。)並びに社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から、請求期間①には23万円、請求期間②には28万5,000円、請求期間③には24万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①には44万3,000円、請求期間②には54万8,000円、請求期間③には23万9,000円の標

準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与に係る明細書等により認められる賞与の支払額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 23 万円、請求期間②は 28 万 5,000 円、請求期間③は 23 万 9,000 円とすることが必要である。

請求期間④について、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し、A社から提出された請求者の賃金台帳並びに社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、同社から 23 万 4,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 1 月 10 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 30 年 1 月 10 日及び平成 30 年 8 月 10 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 1 月 14 日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 1 月 10 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 30 年 1 月 10 日及び平成 30 年 8 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100495号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200004号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月

請求期間について、A社B事業所から賞与が支払われていたはずだが、厚生年金保険の記録がないため記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、賞与明細書を所持していない上、A社B事業所の社会保険事務担当者は、賃金台帳及び源泉徴収簿等の資料を保管していない旨陳述していることから、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、請求者は、「賞与 有(給与規程)」と記載された採用時の雇入労働条件通知書(雇用契約期間は、平成27年6月15日から平成27年8月14日まで)を提出し、賞与の支給があったのではないかと主張しているところ、A社B事業所の事業主は、請求期間に係る賞与の支給要件は、平成27年6月1日(基準日)において雇用されていること及び基準日前6か月の期間における勤務日数が60日以上あることとして、上述の給与規程の資料を提出しており、平成27年6月15日採用の請求者については夏期賞与の支給対象外となる旨回答している。

さらに、金融機関から提出された資料によると、請求期間にA社B事業所より請求者の口座に賞与が振り込まれた記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。